

消費税仕入税控除関係書類の提出について（江東区ブロック塀等撤去助成を受けようとする方へ）

江東区ブロック塀等撤去助成の申請にあたっては、確認書（※1）を提出してください。以下のフローチャートに従い記入をしてください。消費税額を含めた事業費による補助金の受取をし、消費税仕入税控除を受ける場合は、補助金相当額を返還しなければならないことがあります。その場合、別途、報告書（※2）の提出が必要になります。

